

倉敷市水道事業の物品の売買，修理等の契約に係る指名競争入札参加の資格及び  
要件を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき，倉敷市水道局が発注する物品の売買等に係る競争入札に参加する者に必要な資格，その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 倉敷市水道局が発注する水道用資材及び器材の売買等に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者は，次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を満たしていなければならない。ただし，倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

- (1) 国税，県税又は市税を完納していること。
- (2) 営業に関し，法令上資格等を必要とする場合にあっては，それらの資格等を有する者であること。
- (3) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。

(入札に参加できない者)

第3条 次に掲げる者は，入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(入札参加の停止)

第4条 管理者は，令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を3年以内であって管理者が定める期間，入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人，支配人，その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても，また同様とする。

2 管理者は，前項の規定により入札参加の停止をした場合において，当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ，入札の遂行及び契約の履行上支障がな

いと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、隔年ごとに次条の入札参加資格の審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札等参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付して、当該年の2月1日から2月末日(その日が倉敷市の休日定める条例(平成元年倉敷市条例第40号)に規定する市の休日(以下本項において「休日」という。))に当たるときは、その日の直前の休日でない日)までの間に管理者に申請しなければならない。

(1) 登記簿謄本(個人にあつては身分証明書)

(2) 納税証明書

(3) 印鑑証明書

(4) 入札に参加し、又は契約を締結するに当たり代理人に権限を委任する場合は、その委任状

(5) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者が特に必要と認める者に限り、前項の規定にかかわらず年度中途において申請書を受け付けることができる。

4 前2項の規定により申請した者は、当該申請内容に変更があったときは、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で管理者が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 入札参加資格の審査は、前条の規定により申請をした者について、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程(昭和50年倉敷市水道局管理規定第15号)第2条に定める物品調達委員会が行うものとする。

(公表)

第7条 管理者は、前条の規定により入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)として決定したときは、物品入札参加資格者名簿に登載し、公表するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 第5条第2項に規定する期間内に申請し、有資格者となった者の入札参加資格の有効

期間は、申請が行われた年の4月1日から翌年度の末日までとする。

2 前項の期間外に申請書を提出し、有資格者となった者の入札参加資格の有効期間は、申請書を提出した翌月に物品入札参加資格者名簿に登載された日から同項に規定する有効期間が終了する日までとする。

(入札参加資格の取消し)

第9条 管理者は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

(1) 令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。

(2) 第2条各号に規定する要件に欠けたとき。

(3) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。

(4) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(準用)

第10条 水道用資材及び器材以外の物品の売買等に係る競争入札にあつては、倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱（平成29年倉敷市告示第180号）の規定を準用するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成3年3月1日倉敷市水道局告示第13号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日倉敷市水道局告示第36号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日倉敷市水道局告示第27号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。